

4 よくある質問

- Q 前年度この補助金の交付を受けました。今年度も申請することができますか？
A より多くの団体に本補助金を御活用いただくため、前年度本補助金の交付を受けた団体は、**申請を行うことができません**（地域魅力アップモデル事業の継続申請団体を除く。）。
- Q 審査はどのような方法で行われますか？
A 地域魅力アップモデル事業は、**書類審査及びプレゼンテーション審査**を行います。
地域課題対応事業は、**原則書類審査のみ**行いますが、申請内容について電話でお尋ねする場合があります。
- Q 事業はいつから開始していいですか？
A **交付決定通知を受けてから、事業を開始してください。**
交付・不交付、補助金の額等を記載した通知をお送りしますので、お手元に届きましたら内容を御確認ください。**交付決定より前に事業を開始された場合、補助対象外となります。**
今年度は、7月末までの交付決定を予定しております。

- Q 補助金はいつどのような方法で交付されますか？
A 原則、**実績報告後に**指定された口座に補助金を振り込みます。
ただし、事業資金が不足するなど補助事業の遂行上必要がある場合には、補助事業の完了前に交付することが可能な場合もあるため御相談ください。
- Q 地域魅力アップモデル事業は、今年度交付決定されれば必ず3年間補助金が受けられますか？
A **2年目・3年目も初年度と同様に年度ごとの申請が必要**です。
事業の実施状況等によっては、不交付になる場合もありますので、御了承ください。

- Q 老朽化した集会所のエアコンを取り替えたい、また、各種活動に使う備品を購入したいと考えていますが、補助対象になりますか？
A **本補助金は、地域の主体的な活動の経費を補助するものであり、単に老朽化した備品を買い替えたり、恒常的な団体活動に必要な物品や非常時に備える物品等を購入したりすることを主な内容とする事業は対象になりません。**

5 注意事項

- 申請は、各団体の総意による必要があります。確認のため、議事録等を提出していただく場合があります。
- 申請に係る経費は、申請団体の負担とします。
- 提出された書類一式は、返却いたしません。
- 事業内容に新たに倉庫等土地の定着物の設置を含む場合は、土地の所有者等の承諾を得ている必要があります。
- 本市からほかに補助金、交付金、物品の提供等を受けている事業は、対象外です。
- **必ず交付決定通知を確認してから事業を開始してください。**

申請書類のダウンロード先（中央区役所ホームページ）

熊本市中央区 コミュニティ 補助金



※申請に関するQ&Aも掲載しています。

https://www.city.kumamoto.jp/chuo/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=48591&class_set_id=9&class_id=1364

お問合せ

申請書類
提出先

- 熊本市中央区役所 〒860-8618 熊本市中央区手取本町1番1号
- 総務企画課地域班
TEL 096-328-2610 FAX 096-355-4190
 - 中央区まちづくりセンター
TEL 096-328-2232

令和5年度（2023年度）

熊本市中央区

地域コミュニティづくり支援補助金

～主体的な自主自立のまちづくり活動を支援します！～

募集案内

申請期限
6/30(金)

目次

- | | | | |
|---|--------------|---|--------|
| 1 | 申請の流れ・スケジュール | 4 | よくある質問 |
| 2 | 補助対象事業の概要 | 5 | 注意事項 |
| 3 | 補助対象となる経費 | | |

1 申請の流れ・スケジュール

- 申請する補助金の種類の選択及び事前相談
地域魅力アップモデル事業・地域課題対応事業のどちらを申請するか選択してください。
必要に応じて中央区役所総務企画課地域班又は中央区まちづくりセンターに御相談ください。
※地域魅力アップモデル事業は事前相談 **必須** **事業の種類については2を御覧ください**

- 申請書類の作成
申請に係る書類を中央区のホームページからダウンロードして必要事項を御記入ください。
事業の実施に必要な経費について、業者から見積書の徴取を行ってください。
※書類の送付を御希望の場合は、御連絡ください。

- 申請書類提出期限 **令和5年（2023年）6月30日（金）消印有効**

中央区役所総務企画課地域班宛てにお送りください。



【交付申請時に必要な書類】

- ・ 交付申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 誓約書
- ・ 見積書
- ・ 規約

- ※申請者が校区自治協議会及び構成団体並びに町内自治会以外の場合は、併せて次の3点も御提出ください。
 - ・ 団体概要書
 - ・ 役員名簿
 - ・ 構成員名簿

【実績報告時に必要な書類】

- ・ 実績報告書
- ・ 事業報告書
- ・ 収支決算書
- ・ 領収書
- ・ 交付請求書、委任状（必要に応じて）
- ・ 通帳の写し

補助対象事業の概要

中央区における自主自立のまちづくり活動を以下の二つの種類の事業に分けて募集します。

経営的視点



地域魅力アップモデル事業

地域の理解の下に行う**先進的・模範的な特性を有する新規事業**を支援します。

① 補助対象団体

- 校区自治協議会
- 校区自治協議会の構成団体
- 町内自治会
- 上述以外の地域コミュニティ活動を行う団体
(活動区域が主に中央区にあり、会則等がある構成員が5人以上の団体)
※NPO法人、企業等も対象

② 補助対象事業

- 地域活動の負担軽減が図られる事業
- 生きがいを生み出すことを目的とした地域活動につながる事業
- お互い様で支えあう地域づくりを進める事業
- 公益的な事業で市長が認める事業

対象外となる事業 (例)

- ・熊本市から補助金等や物品の提供を受けているもの(予定含む)
- ・個人や団体に金品を支給することを目的としたもの
- ・宗教、政治、選挙活動に類するもの

③ 補助上限額・補助率

各年度補助上限額 **100万円** (千円未満の端数切捨て)

補助終了後は自立して事業を継続することが前提です。



※今年度補助金の交付決定を受けた事業でも、2年目以降の補助金の交付を確約するものではありません。

④ 補助対象期間 最長3か年度

最長3か年度の補助が可能ですが、毎年申請が必要です。
今年度の補助対象期間は、令和5年(2023年)8月1日から令和6年(2024年)3月31日までです。
※この期間内で事業の実施及び報告を行ってください

⑤ 審査

次の6つの項目について、審査会で**書類審査及びプレゼンテーション審査**を行います。
予算の範囲内で、補助事業者及び補助金の額を決定します。
また、年度末には**事業報告会**にて報告を行っていただきます。

計画性

効果

先進性
模範性

将来性

公益性

地域の
理解度



地域課題対応事業

地域住民が、**主体的かつ継続的に行う活動**を支援します。

① 補助対象団体

- 校区自治協議会
- 校区自治協議会の構成団体
- 町内自治会

② 補助対象事業

- 住民の身近な課題を解決する事業
- 地域における従来の取組みを発展させる事業

対象外となる事業 (例)

- ・熊本市から補助金等や物品の提供を受けているもの(予定含む)
- ・単に物品を購入することを目的としたもの
- ・個人や団体に金品を支給することを目的としたもの
- ・宗教、政治、選挙活動に類するもの

③ 補助上限額・補助率

補助上限額 **20万円** 補助率 補助対象経費の **1/2** (千円未満の端数切捨て)

④ 補助対象期間 最長1か年度

令和5年(2023年)8月1日から最長で令和6年(2024年)3月31日まで
※この期間内で事業の実施及び報告を行ってください。

⑤ 審査

次の3つの項目について、審査会で**書類審査**を行います。
予算の範囲内で、補助事業者及び補助金の額を決定します。

計画性

効果

将来性

補助対象となる経費

地域魅力アップモデル事業・地域課題対応事業 共通

事業費のうち、以下に該当するものを補助対象経費として扱います。
支出内容が補助対象であるか御不明な場合は、御相談ください。

- 報償費
- 研修費
- 印刷製本費
- 消耗品費
- 通信交通費
- 備品購入費
- 借上料
- 委託料

補助対象外となる経費 (例)

- 事業の実施に直接必要な経費以外の経費
- 家賃、光熱水費等団体の維持、運営に係る経常的経費
- 食事代、飲料水代、茶菓子代等の飲食に係る経費
- 他団体への出資、出捐、貸付等に係る経費
- 領収書の欠如等により支出の根拠が確認できない経費